## 配水管凍結に関する特記仕様書

令和2年4月1日 制定

## 1 適用

請負人は、配水管凍結の施工に当たっては、次によらなければならない。

## 2 取扱

- (1) 凍結液が入っている保存容器(以下「容器」という。)を工事現場等に運搬する場合は、 容器を直接車両に載せることなく、クッション材等を使用し、慎重に運搬すること。また、 積み込み及び積み下ろしも同様とすること。
- (2) 容器先端の出し入れ口は、容器内にある液の多少にかかわらず密閉しないこと。
- (3) 凍結工法の採用に当たっては、施工する既設管の位置、管種、布設年度、管径、切断箇所、埋設物等の確認を十分行い、道路使用許可に示された施工時間等に支障をきたさないようにすること。

## 3 凍結・解凍

- (1) 凍結対象管が平成元年度以降に布設された管路である場合、凍結1箇所につき凍結容器 2個を近接設置するなど、氷塊の滑動を予防する凍結を行うこと。
- (2) 仮止水を施工する場合は、穿孔機を取り付けた後、水圧試験を行い漏水の無いことを確認してから穿孔すること。
- (3) 穿孔機を設置する場合は、既設管に不要な応力を加えないように支持台を適正に設置すること。
- (4) 穿孔により発生した切りくず、切断片は、確実に排出すること。
- (5) 凍結させる箇所は、継手(ゴム輪)部より 20 cm以上離すこと。ただし、配管等の作業に必要な離隔は別途考慮すること。
- (6) 凍結箱は、当該管が埋没するよう設置し、凍結液が外部に漏れないようパテ等により確 実に行うこと。
- (7) 凍結液の注入作業は、皮手袋等保護具を用いて慎重に行うこと。
- (8) 切断作業は管内の水が凍結したことを確認した後、火気が発生しない工法を用いて行う こと。ただし、凍結液に液体窒素のみを使用する場合又は凍結箇所と切断箇所に十分な離隔 が確保できる場合は、この限りではない。
- (9) 切断する箇所は、不平均力による管の抜出しや移動を防止するために適切な措置を講じること。
- (10) 作業終了後、凍結箱に残った液は、作業及びその他の施設物に支障のないように処理すること。また、凍結箱は確実に回収し、適正に処理すること。
- (11) 凍結箇所を解凍する場合は、解凍前充水等を含めた解凍手順を事前に監督員と確認すること。解凍にあたっては、電磁誘導器具等を用いた部分解凍を行い、水みちを形成することにより完全解凍とすること。また、加熱にあたっては管外面温度が60度未満となるよう、温度計測を行うこと。
- (12) 通水確認後、凍結箇所にはシート等を用いて凍結箇所を明示すること。